

令和8年度みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度 ブランディングプロジェクト業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度ブランディングプロジェクト業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

3 委託業務の目的

県では、介護事業所における人材確保・定着のための取組の促進を目的として、平成28年度に「みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度（以下「認証制度」という。）」を設けている。

本業務は、認証制度のブランド価値を再定義し、認知度向上と訴求力の強化を図ることを目的とする。具体的には、調査分析を通じて制度の価値や優位性を言語化し、視覚化されたブランドアイデンティティ（認証マーク等）の再構築及び広報戦略の立案を行うものである。

4 委託業務の内容

本業務の遂行に当たっては、発注者と密接に連携し、以下の業務を行うこと。

(1) プロジェクトの方針策定（要件定義）

ア ヒアリング及び協議の実施

本プロジェクトの目的、課題及び要望の把握のため、発注者へのヒアリング及び協議を実施すること。

イ プロジェクト方針の策定

協議に基づき、業務の範囲、目標、役割分担等を明文化したプロジェクト方針（憲章）を作成し、発注者の承認を得ること。

(2) 調査分析業務

ア 介護サービス事業所への定性調査（取材）

認証を取得している事業所（5事業所程度）の施設長又は責任者に対し、制度が業務改善や品質向上、労働環境の充実に与えた影響について取材を行うこと。

また、同事業所の中堅・若手職員に対し、仕事のやりがいや認証制度の浸透状況について取材を行うこと。

イ 介護従事者等への定量調査（アンケート）

認証取得の有無を問わず、県内事業所及び従事者を対象としたアンケート調査を実施すること。調査に当たっては質問項目の設計、調査フォームの構築を行い、調査後は結果の集計・分析を行うこと。

ウ 先行事例及び市場調査

他都道府県の認証制度や介護業界以外の認証制度において、ブランド化に成功している事例を調査し、その手法や施策を分析すること。

エ 分析結果の集約（キーワード整理）

上記調査で抽出された情報を分類・マッピングし、ブランド構築の核となるキーワ

ードを整理すること。

(3) ブランド概念の構築

ア 価値提案（バリュープロポジション）の言語化

調査・分析結果に基づき、以下の要素を定義すること。

① 認証制度の存在意義（本質的な価値）【パーパス】

制度が社会において果たすべき根本的な役割を明確にすること。

② 認証制度が介護事業所や社会に対して保証する価値や体験【ブランドプロミス】

制度が利用者に提供し続ける価値を定義すること。

③ 認証制度が類似の制度と差別化される独自の雰囲気や価値観

【独自性（らしさ・世界観）】

他県や他制度にはない、本制度ならではの独自性を明確にすること。

④ 認証取得を重点的に促すべき、経営上の課題を抱える「介護事業所（経営層・施設長等）」の特定【ターゲットユーザーの明確化】

どのような課題を持つ事業所に取得してほしいかを具体化すること。

イ ブランドメッセージの策定

上記で定義した概念を内外（求職者・学生・介護事業所・県民等）に伝えるための文言を整備すること。

① 認証制度の根本的な価値を伝える対外的なメッセージ及び内部向けの行動指標

【タグラインの策定】

求職者や学生等の外部（アウター）に向けたキャッチコピー、及び認証事業所や県関係者等の内部（インナー）向けの行動指標を策定すること。

② ユーザーの共感を醸成するため、制度の価値を体系立てた物語としてまとめ上げ

ること【ブランドストーリーの構築】

(4) 視覚化及び広報戦略の企画立案（顧客接点の設計）

ア 視覚情報のリデザイン及び視覚的指針の整理

構築したコンセプトに基づき、認証マークのリデザインを行うとともに、ブランドの世界観を統一するための視覚的指針（ビジュアルルール）を整理し、マニュアル化すること。

イ 広報戦略の企画立案（コミュニケーション設計）

再定義したブランド価値を求職者・学生・介護事業所等へ確実に浸透させ、制度への共感と具体的な行動（認証取得の意欲向上や就職先の選択等）を促すため、効果的な広報戦略を策定すること。

また、当該戦略に基づき刷新された認証マークやブランドストーリーを視覚的・言語的に一貫して伝えるための広報媒体（デジタルコンテンツ、印刷物等）を、訴求力の高いデザインを用いて適宜作成すること。

なお、介護職を目指す人材の養成、紹介を担う機関に対する広報については、適宜、発注者へのヒアリング及び協議を実施すること。

(5) 次年度のみやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度運営業務への引継ぎ

本業務の成果を、次年度以降の「みやぎ介護人材を育む取組宣言認証制度運営業務（以下「運営業務」という。）」において円滑かつ効果的に活用できるよう、受託者は以

下の対応を行うこと。

ア 運用マニュアルの作成

本業務で策定した「バリュープロポジション（価値提案）」、「トーン&マナー（視覚的指針）」および「認証マーク」等の使用ルールをまとめたブランド・ガイドライン（運用マニュアル）を作成すること。

イ 広報・普及啓発素材のデータ整理と提供

運營業務におけるチラシ作成やホームページ公表事務にそのまま活用できるよう、編集可能な形式でのデザインテンプレートおよび広報素材を電子媒体として提供すること。

5 業務完了報告書

本業務完了後、以下の成果物を含む実施報告書を作成し、速やかに発注者へ提出すること。

- (1) 提出物：報告書（任意様式）、プロジェクト実施方針書、調査分析報告書、ブランド・ガイドライン（運用マニュアル）、認証マーク規定データシート、広報成果物及びテンプレート
- (2) 提出形式：紙媒体 1 部、電子媒体 1 部
- (3) 提出先：宮城県保健福祉部長寿社会政策課介護人材確保推進班

6 契約に関する条件等

(1) 成果物の利用（二次利用等）

本業務による成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は本業務の対価の支払い完了をもって発注者に帰属するものとし、また、発注者は、本業務の成果物を、自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。

なお、受託者は、成果物に関し著作権者人格権を行使しないものとする。

また、成果物に使用する素材（フォント、写真、イラスト等）については、発注者が追加の費用負担や第三者への許諾手続きを要することなく、印刷物、ウェブサイト、SNS 等において広範に二次利用できるものに限定すること。

(2) 機密の保持

受注者（再委託により受注した者を含む。以下同じ。）は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(3) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。

7 その他

仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上決定する。